

収入印紙は間違えて貼っても郵便局で還付してもらえますが、一度、割り印してしまうと還付の対象外となりますのでご留意下さい。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>

令和7年6月1日

代表社員 大嶋 幸児

国税庁「印紙税の手引き」を公表

国税庁は令和7年5月に「印紙税の手引き」を公表しています。印紙税の課税対象となる文書は20種類もあります。典型的な課税文書としては、「契約書」が挙げられますが、手引きの中には次のような記載があります。

契約書の写し、副本、謄本等

写し、副本又は謄本等であっても、契約の成立等を証明するものは課税文書に該当します（基通19②）。

一つの契約について同一の契約書が数通作成される場合であっても、それぞれの文書が課税文書となります。

実際の取引においては、契約書に写し、副本、謄本などに表示される場合がありますが、このような場合でも、①契約当事者の署名があるもの、押印があるもの、②正本や原本などと相違ないことの契約当事者の証明があるもの、③写し、副本、謄本であることの契約当事者の証明のあるものは、契約の成立等を証明するために作成されたものと認められますから、契約書に該当します（いずれも文書の所持者のみが署名、押印、又は証明しているものを除きます）。

なお、契約書を複写機でコピーしたもので、上記のような署名、押印又は証明のないものは、単なる写しにすぎず、契約書とはなりません。また、FAXや電子メール等により送信する場合には、正本等は送付元に保存され、送付先に交付されていないことから課税文書には該当しません。送付先で出力された文書についても、写しと同様であり、課税文書に該当しません。

記載の通り、コピーそのものは課税対象となる契約書には該当しません。よくある契約書には「2通作成し、双方がそれぞれ保管する。」といった記載ですが、一方が原本の保管を望んでおらずコピーでよいのなら印紙代は1通分で済むことになります。ただし上段にも記載がある通り、署名・押印があつたり、「正本や原本などと相違ない」などと記載してしまうと課税文書となってしまいますので留意が必要です。

変更契約書の記載金額

土地の売買契約を1000万円で行う場合には、1万円の印紙税が課されます。その後の何らかの交渉の結果、最終的に売買価額が1100万円となった場合、必要な印紙は

2万円となってしまいます。しかし、元の 1000 万円の契約を生かしつつ、変更契約書には下記のように増額分のみを記載するようにすれば、課税対象は 100 万円部分のみとなりますので追加の印紙税は 2000 円のみで済ませることができます。

- (例) 土地売買契約変更契約書に、
- 1 「令和○年○月○日付土地売買契約書の売買金額1,000万円を100万円増額する」と記載したもの
 - 2 「令和○年○月○日付土地売買契約書の売買金額1,000万円を1,100万円に増額する」と記載したもの
- ⇒ 上記の1、2のいずれも記載金額100万円の第1号の1文書

また、下記の通り変更後の金額と変更後の金額を双方記載された場合や変更金額のみが記載された場合には課税対象額が異なってきますので慎重な対応が必要です。

イ 変更後の契約金額の記載があるとき

変更後の契約金額が記載されているもの（変更前の契約金額と変更金額の双方が記載されていることにより変更後の契約金額が計算できるものも含まれます。）は、その変更後の契約金額が、その文書の記載金額となります。

- (例) 土地売買契約変更契約書に、
- 1 「当初の売買金額1,000万円を100万円増額（又は減額）する」と記載したもの
 - 2 「当初の売買金額を1,100万円（又は900万円）に変更する」と記載したもの
- ⇒ 上記の1、2のいずれも記載金額1,100万円（又は900万円）の第1号の1文書

ロ 変更金額のみが記載されているとき

変更金額だけが記載されているものは、その変更金額が、その文書の記載金額となります。

- (例) 土地売買契約変更契約書に、「当初の売買金額を100万円増額（又は減額）する」と記載したもの ⇒ 記載金額100万円の第1号の1文書（減額も同じ）

近年は契約書を文書で作成せず電子契約書のみで契約書を作成することで印紙税を節約するケースも増えています。電子契約書は紙の「文書」ではないために課税対象とはなりませんのでうまく活用することも一案です。

以上